

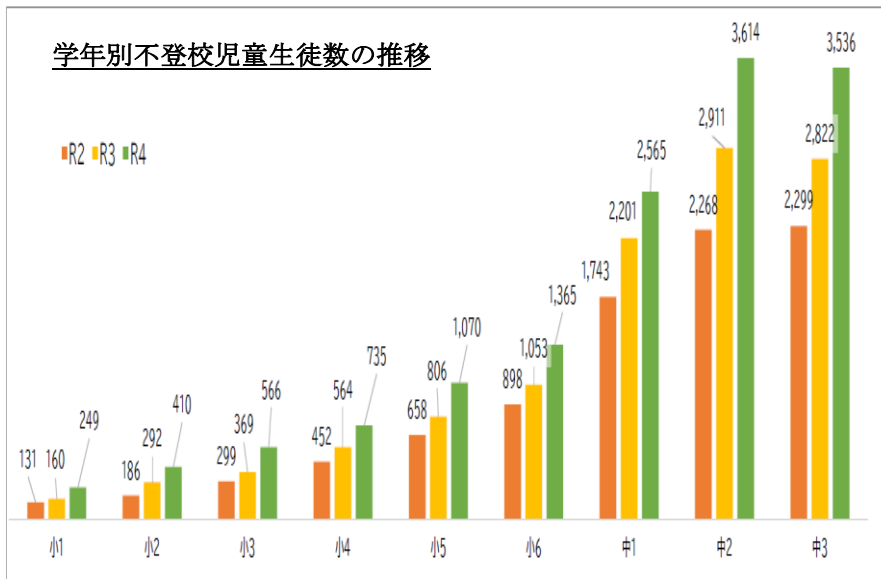
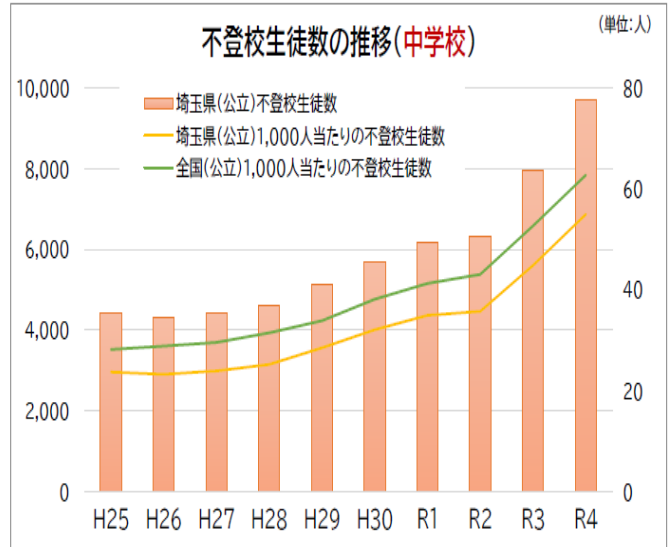
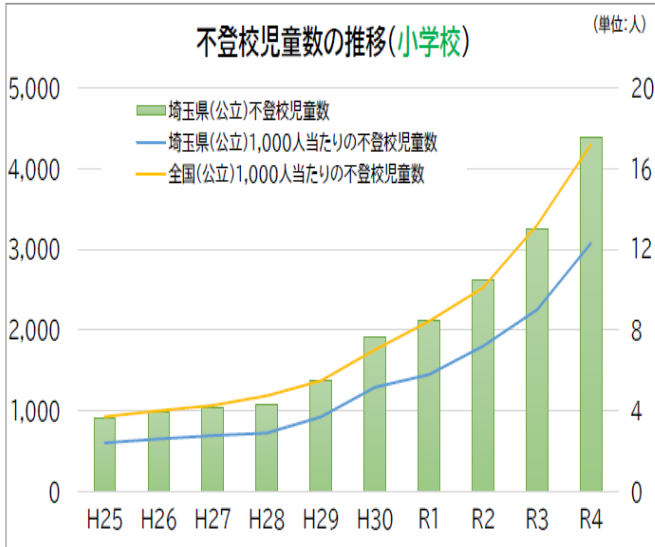


1 生徒指導の充実

参考資料：[令和4年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より](#)

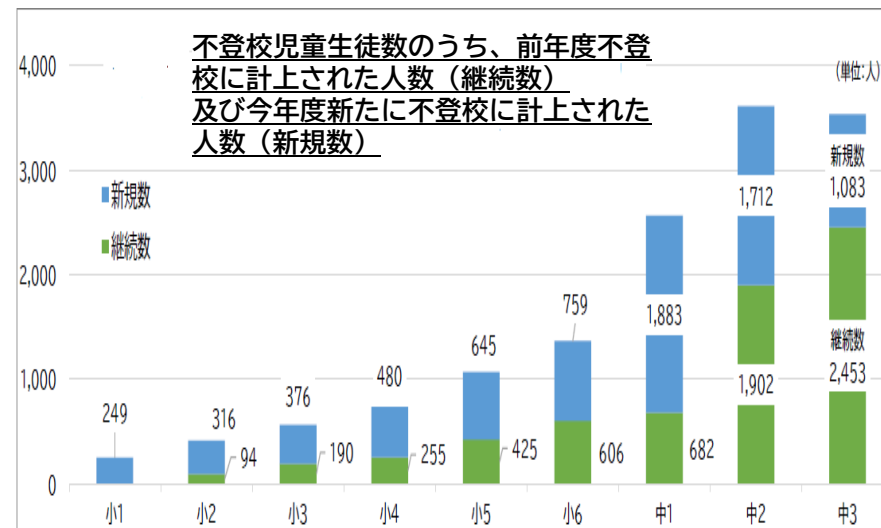
(1) 埼玉県の現状と課題解決へ向けて

ア 不登校児童・生徒の減少へ向けて



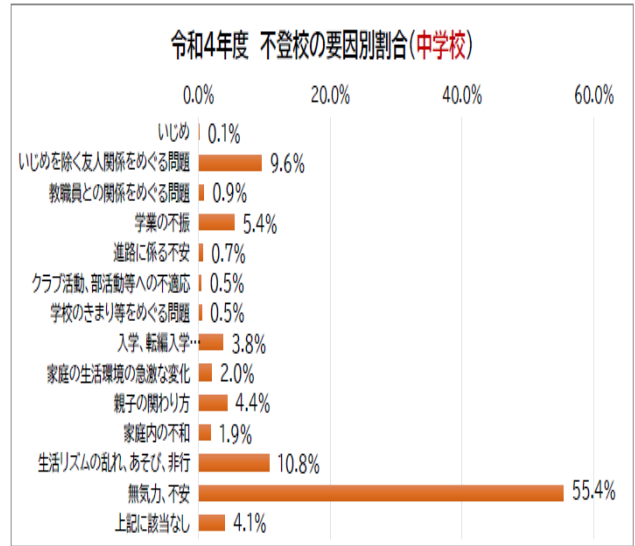
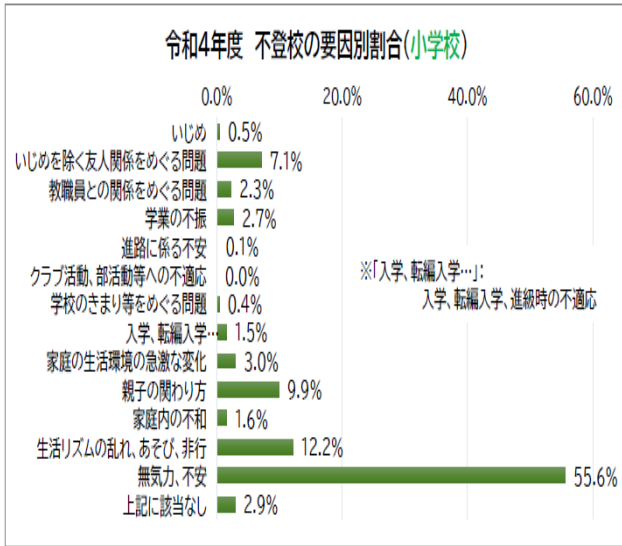
～調査結果から～

- 不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向である。
- 小・中学校等での不登校児童生徒数は 14,110 人(前年度 11,178 人)であり、前年度に比べて 26.2%増加した。
- 小学校等における不登校児童数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1年生の新規数は、小学校各学年の新規数と比較して多い。
- 中学校2・3年生では、継続して不登校となる生徒が多い。



【今後の対応】

- 登校に困難を抱える児童生徒の早期発見・早期対応の取組を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携した教育相談体制の充実を図る。また、教職員に対する不登校への理解促進のため、不登校対策リーフレットを活用するなど校内研修の充実を図る。
- 不登校となっている児童生徒に対しては、学業の遅れや進路選択上の不利益とならないよう、教育機会の確保など支援の充実を図る。



※「不登校重大事態に係る調査の指針」(文部科学省 平成28年3月)

※「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について(文部科学省 令和4年6月10日)

※「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」について(文部科学省 令和5年3月31日)

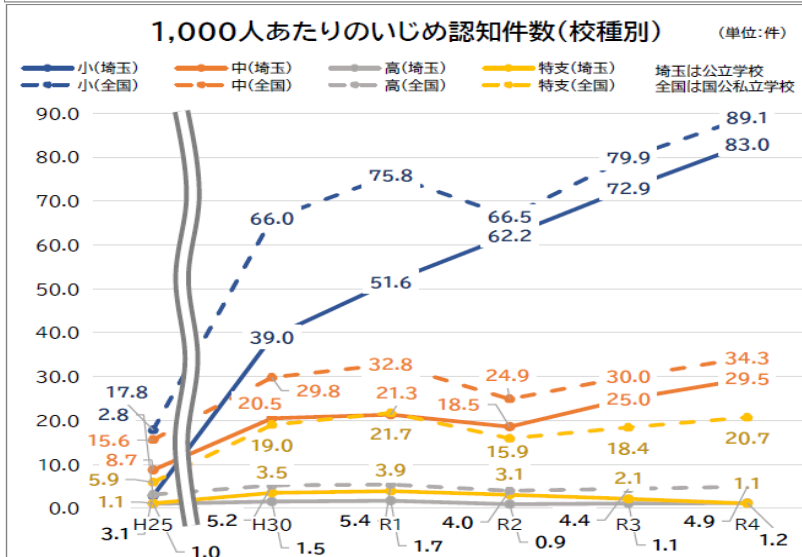
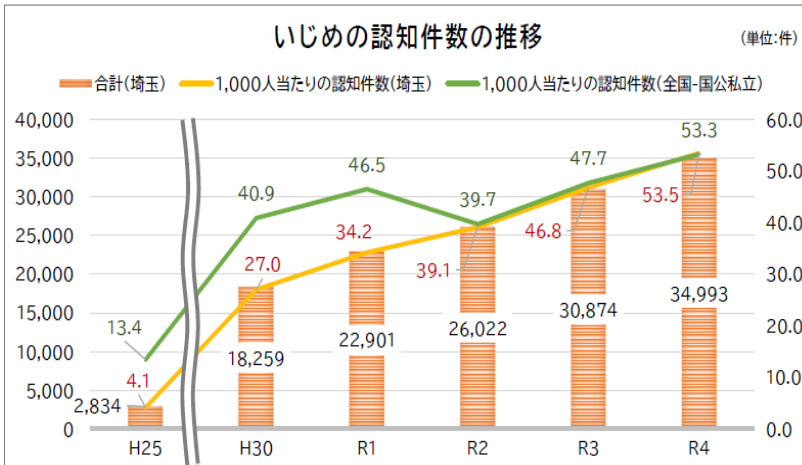
※「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」(文部科学省 令和5年10月17日)

※「[登校支援サイト](#)」(埼玉県教育委員会)

生徒指導課ホームページからログイン ※各種資料もダウンロード可

※「[一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～](#)」(埼玉県教育委員会)

## イ いじめ防止対策について



### ～調査結果から～

○いじめの認知件数は、埼玉県公立学校全体の件数は前年度比で13.3%増加した。また、1,000人当たりの認知件数について、前年度と比べると、小学校等で10.1件増加、中学校等で4.5件増加した。

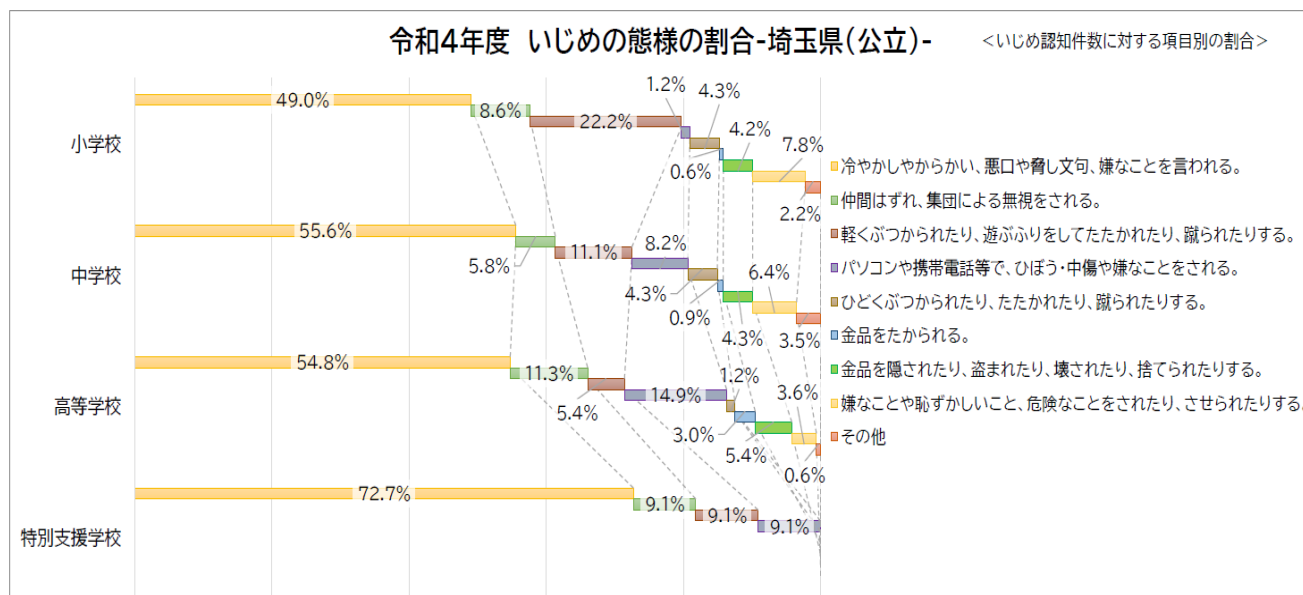
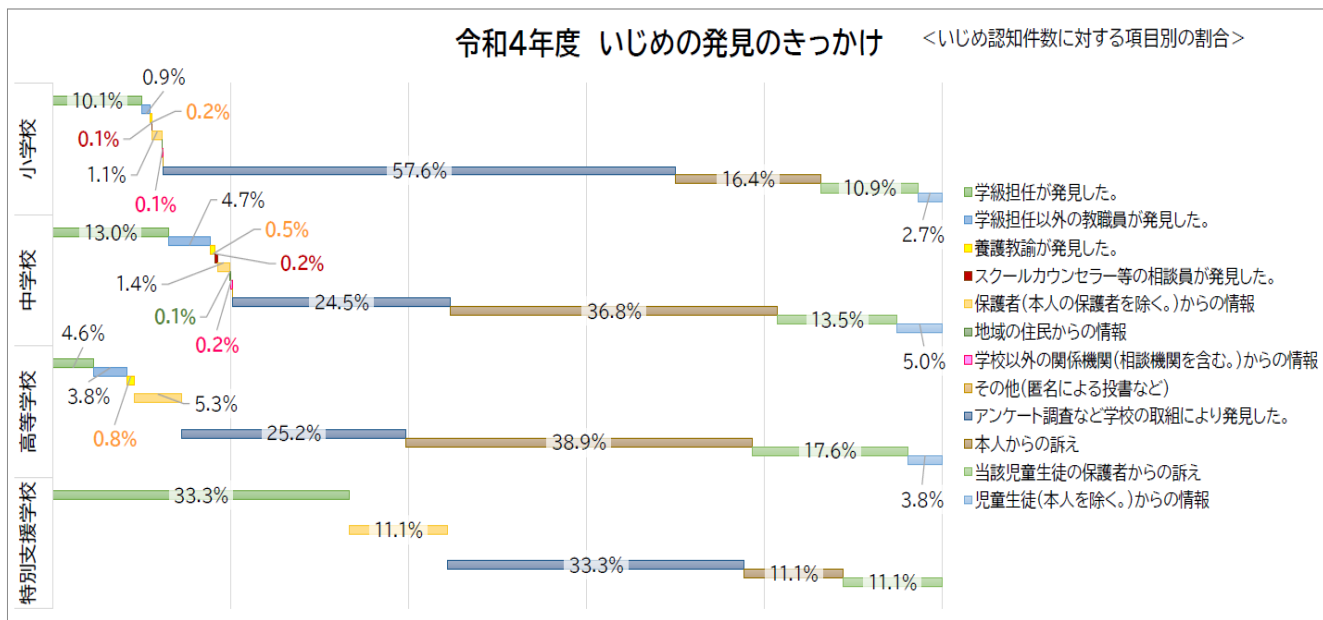
○発見のきっかけは、校種問わずアンケート調査による発見の割合が高く、特に小学校等では50%を超えている。

○いじめ態様の割合は「冷やかしゃ(略)」が全体を通し高い。

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)【29初児生第42号 平成30年3月26日付】

- いじめの正確な認知の推進
  - 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底
  - 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底
- ※いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案が発生している。

※教育委員会及び学校において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分であったり、法のいじめの定義を限定的に捉えたために認知が漏れる等の実態を考えられる。



□「学校いじめ防止基本方針」の活用によるいじめ撲滅の推進

※「[いじめ防止対策推進法](#)」（平成25年法律71号）

※「[埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針](#)」（埼玉県教育委員会）

※[いじめ通報窓口](#)（埼玉県教育委員会）

□「絆づくり」と「居場所づくり」によるいじめの撲滅の推進

□早期発見に向けた取組の充実（いじめアンケート等の積極的かつ効果的な活用 ※[回答用紙を5年間保存](#)）

- ・「[I's 2019 いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック](#)」の「いじめ発見チェックシート」を活用した、いじめの早期発見に向けた児童生徒への意図的な声掛け。「いじめを認知した際の具体的対応」を活用した、いじめの解消に向けた校内体制の確立。
- ・「いじめの未然防止に向けた取組」を活用した、いじめの早期発見・早期対応、家庭・地域との連携等の体制の構築。

□いじめの解消に向けて

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・家庭等と連携して組織的に対応すること

□重大事態への対処

※「[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン](#)」(文部科学省)

□いじめに関する各種参考資料の活用

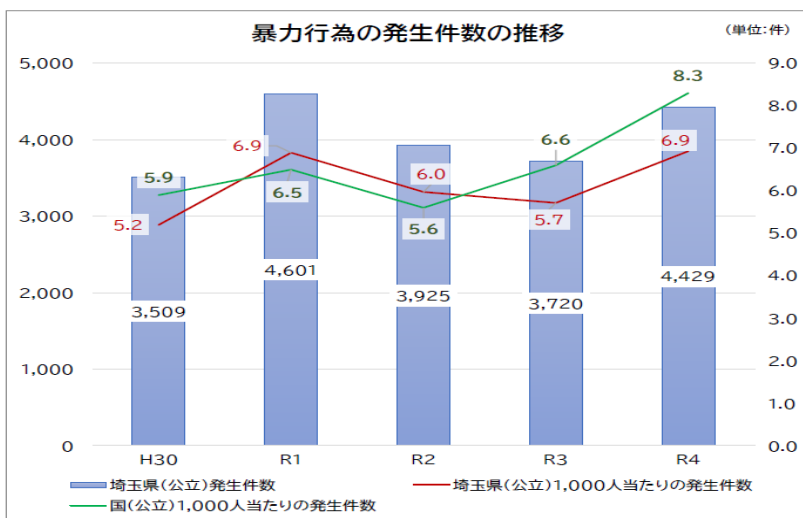
※[生徒指導支援資料](#) (国立教育政策研究所)

※[生徒指導リーフ](#) (国立教育政策研究所)

□その他

※[埼玉県ネットトラブル注意報](#) (埼玉県教育委員会)

## ウ 暴力行為件数



～調査結果から～

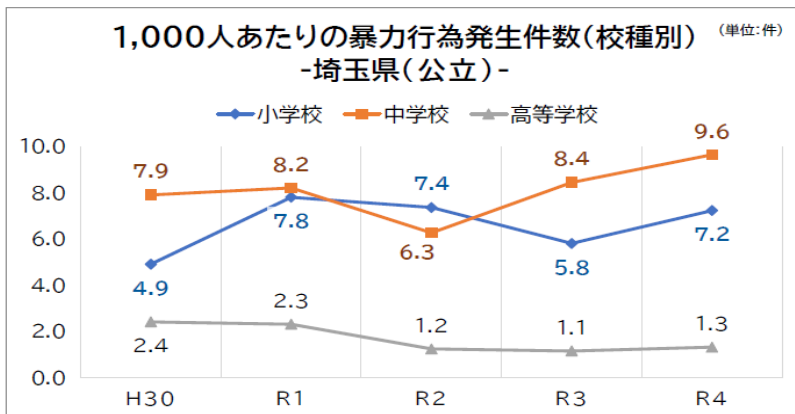
○全ての校種において、令和3年度と比べ、発生件数が増加しており、中学校等は2年連続で増加している。

○暴力行為の経年推移から、小学校等では、各学年に大きな差は見られない。令和3年度から進級した令和4年度の各学年では、全ての学年で増加した。

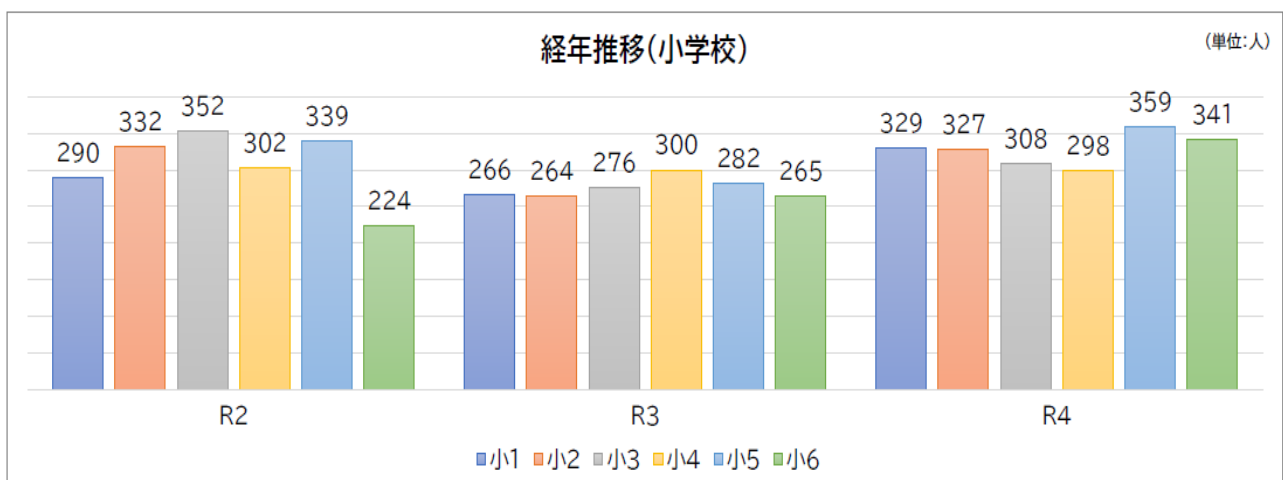
中学校等では、学年が上がるにつれて、減少している。

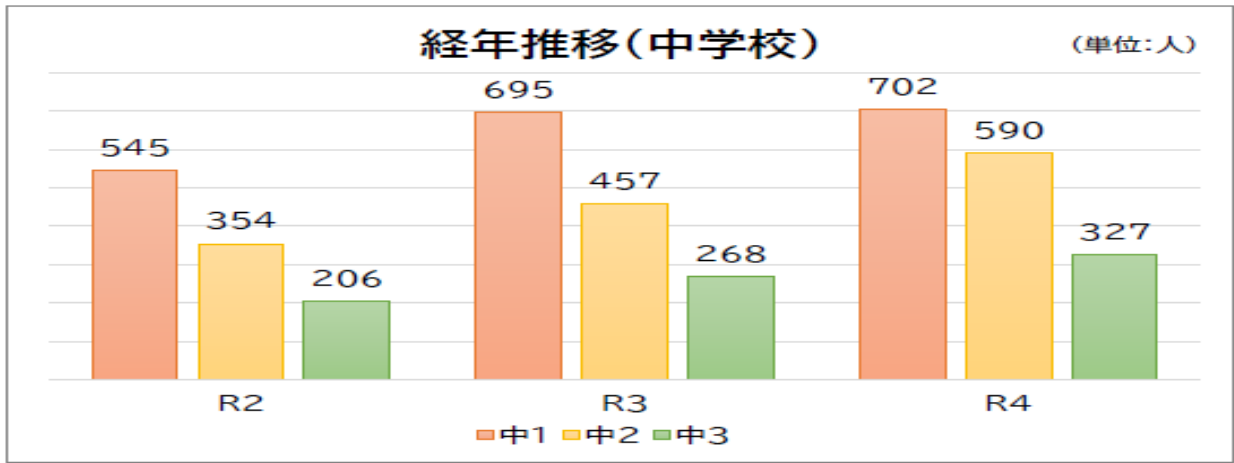
○暴力行為の傾向として、小学校等で複数回の暴力行為を行った児童の割合が、前年度と比較し増加している。高等学校では、複数の生徒が関係する暴力行為が、小・中学校等と比較し、高くなっている。

○暴力行為の態様別発生件数は、全校種において、「生徒間暴力」が最も多い。次いで、小学校等では「対教師暴力」、中学校等では、「器物損壊」である。

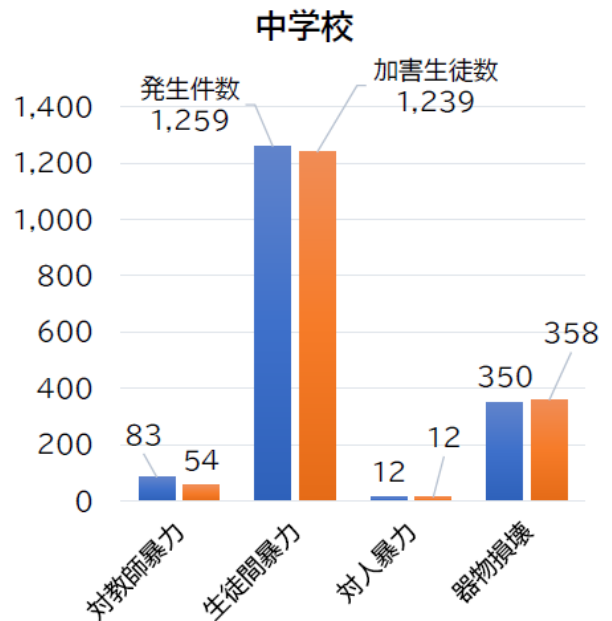
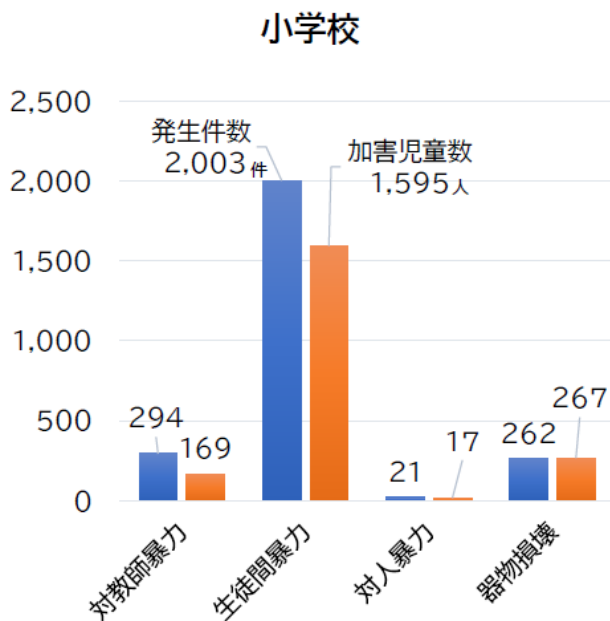


### 暴力行為の経年推移

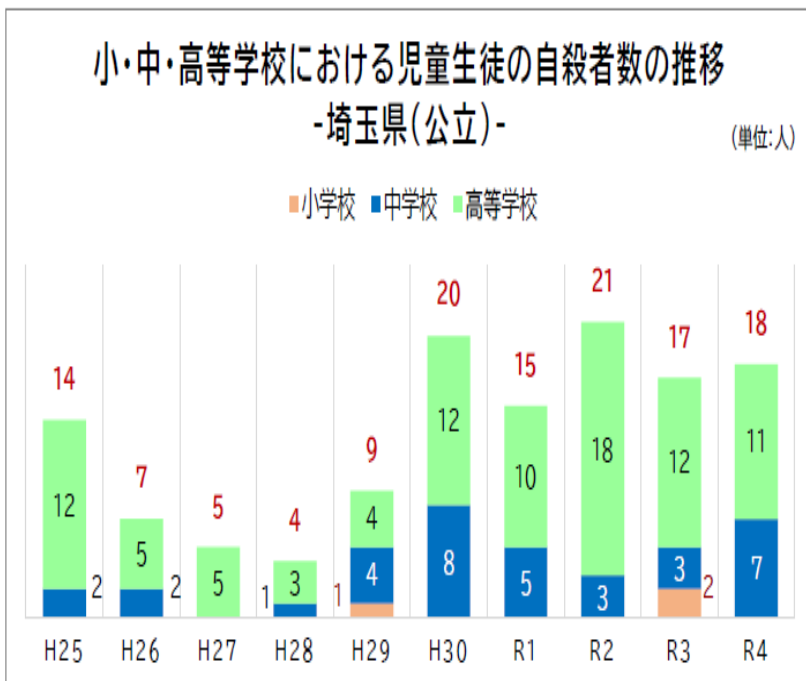




#### 暴力行為の態様別発生件数



#### エ 自殺防止について



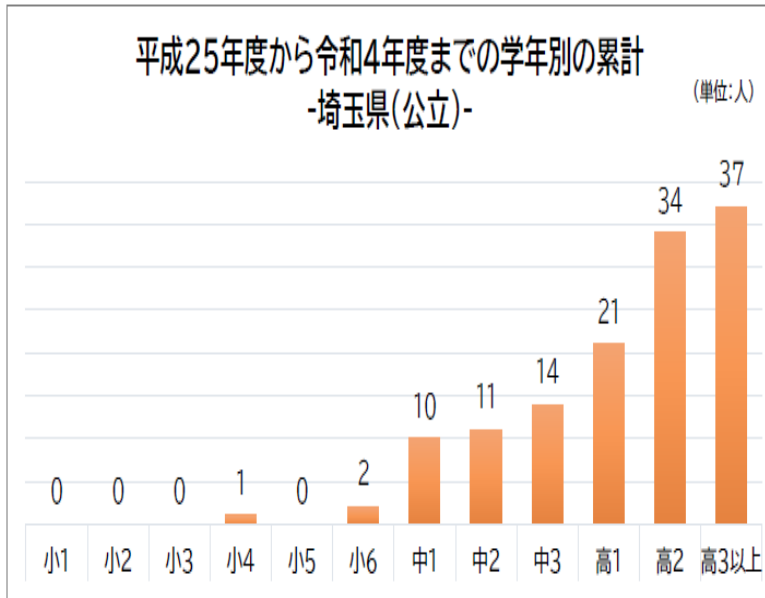
#### ～調査結果から～

○年間の自殺者数について、埼玉県公立学校では平成30年度に大きく増加して以降高い水準が続いている。

○小・中・高等学校等において自殺が疑われる事案の件数は18人前年度17人であり、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。

○自殺は一般的に様々な要因が複合的に関わって起こり、原因の特定は困難であると言われており、自殺した児童生徒は、様々な悩みや不安を抱えていたと捉えている。

○児童生徒が学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安を抱えていることも考えられる。



【今後の対応】

○児童生徒の悩みや不安、心身の不調を早期発見・早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、令和3年度から東京大学大学院との連携協定に基づいて行っている「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上」に向けた取組のより一層の充実を図る。

○児童生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、教員の年次研修や校内研修、各校の生徒指導主任等を対象とした生徒指導研究協議会等で、教職員一人一人がアンテナの感度を高めるよう働き掛けていく。

○学校外の相談体制の充実のため、引き続き、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用していく。

※文部科学大臣メッセージ

[「～不安や悩みがあったら話してみよう～」](#)

※埼玉県教育委員会教育長メッセージ

[「かけがえのない子供たちを守るための教育長メッセージ」](#)

※「[児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）](#)」

令和5年7月10日（文部科学省）

※「[学校教育における自殺予防](#)」平成28年7月（埼玉県教育委員会）

※[埼玉県の自殺対策](#)

## （2）積極的な生徒指導の一層の推進に向けて

生徒指導の目標である自己指導能力の育成を目指すためには、日々の教育活動において、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。

□教育課程における生徒指導の位置付けが明確

□多面的・総合的な一人一人の児童生徒理解

□一人一人の児童生徒にとって「分かる授業」の成立に向けた創意工夫

□一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫



## （3）校内生徒指導体制の充実と強化に向けて

管理職のリーダーシップの下、自校の実態に応じた現状と課題を把握し、個々の教職員の指導力の向上を図りながら、機能的かつ機動的な生徒指導体制を確立させることが重要である。

□的確な児童生徒理解を基盤とした、毅然とした指導と粘り強い指導の推進

□生徒指導全体計画の整備・充実と年度の重点の明確化及び、緊急時の対応マニュアルの周知徹底

□問題の早期発見・早期対応及び指導方針、指導方法、見通しなどの明確化と組織的な指導・援助の実践



□生徒指導の中核となる教育相談体制の整備・充実と、教職員一人一人の指導力の向上を図る研修の充実

#### (4) 情報モラル教育の充実に向けて

【県内のスマートフォン等の利用状況】参考 [スマートフォン等に関する調査について（埼玉県教育委員会）](#)

- ① 学校における「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」について  
→小・中学校では、ルールづくり活動の実施率は6割程度
- ② インターネットの利用時間とネットトラブルの関係について  
→平日1日3時間以上インターネット利用の児童生徒、ネットトラブルを多く経験（3時間未満の児童生徒比）

##### 平日1日のネット使用時間毎のネットトラブル経験率

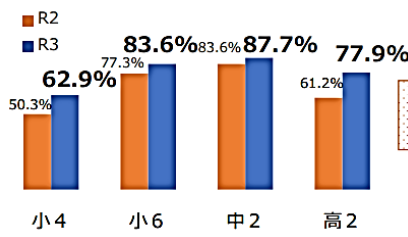
(算出方法の例：使用時間30分未満の中でネットトラブルを経験した人数÷使用時間30分未満の人数)

| ネット使用時間 | 30分未満 | 30分以上1時間未満 | 1時間以上2時間未満 | 2時間以上3時間未満 | 3時間以上4時間未満 | 4時間以上5時間未満 | 5時間以上 |
|---------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 小4      | 4.4%  | 4.6%       | 9.1%       | 8.1%       | 9.7%       | 19.0%      | 18.9% |
| 小6      | 5.2%  | 4.4%       | 7.0%       | 10.0%      | 15.4%      | 12.3%      | 20.2% |
| 中2      | 2.9%  | 5.5%       | 4.9%       | 7.0%       | 12.0%      | 14.1%      | 15.1% |
| 高2      | 10.5% | 3.2%       | 4.5%       | 4.8%       | 5.8%       | 6.9%       | 8.2%  |

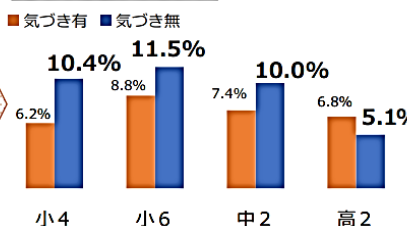
- 自分専用のスマートフォン所持率は、**小学4年生48.1%**、**小学6年生66.6%**、**中学2年生87.2%**、**高校2年生98.8%**であった。
- 年齢が上がるにつれて平日1日のインターネット使用時間も増加する。インターネットの使用時間は増加傾向である。
- **小・中学生において、インターネットの使用時間が増えるほど、ネットトラブルを経験する児童生徒の増加は顕著である。**

- ③ スマートフォン等の使い方について学校の授業などで教えてもらった状況について  
→児童生徒対象の意識調査「学校で教えてもらっている」の割合が増加

##### ネットトラブル防止のためスマートフォン等の使い方を学校の授業などで教えてもらった割合



##### 学校で教えてもらい新しい気づきがあった児童生徒となかった児童生徒におけるネットトラブルを経験した割合の比較



【新しい気づき】  
例：インターネットを使いすぎることの怖さを改めて知った。  
SNS等を使うときに注意することが分かった。等

- 全ての学年でネットトラブル防止について授業で「教えてもらった」と回答した割合が増加した。
- **小・中学校において学校での指導により新しい気づきのあった児童生徒の方がネットトラブルを回避している。**

- ④ ネット依存の疑いのある児童生徒の状況について  
→小学4年生の1.7%、小学6年生の3.5%、中学2年生の4.2%がネット依存の疑いあり

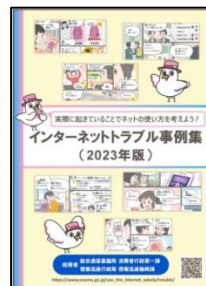
□[インターネットトラブル事例集（総務省）](#)


□学校における携帯電話の取扱いについて（埼玉県教育委員会）

- ・[県立学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」について](#)
- ・[県内市町村教育委員会の携帯電話の取扱いに関する好事例等の情報](#)

□児童生徒のネットトラブル未然防止のための啓発資料（埼玉県教育委員会）

- ・[埼玉県ネットトラブル注意報](#)
- ・[ネット上の見守り活動](#)のページ



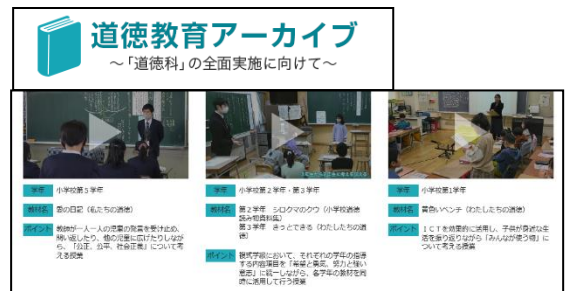
- 児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動（埼玉県教育委員会）
  - ・[ネットトラブル防止に向けて子供が主体的にネット利用を考える取組](#)
- [埼玉県ネットアドバイザーの派遣（埼玉県「子供安全見守り講座」）](#)
- [教師が知っておきたい子どもの自殺予防](#)（文部科学省）
- [子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き](#)（文部科学省）
- [かけがえのない子供たちを守るための教育長動画メッセージ](#)  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/kakegaenonai.html> → 

## 2 道徳教育の推進

[※東部教育事務所ホームページ「道徳のページ」](#)

### (1) 教育活動全体を通しての道徳教育の推進

- 校長の道徳教育における方針の明確化
- 道徳科と各教科等との関連を図った道徳教育の全体計画や道徳科の年間指導計画の工夫改善
- 道徳教育推進教師を中心とした校内研修体制及び指導・評価体制の充実
  
- 授業改善のための参考となる資料  
 ※[文部科学省 道徳教育アーカイブ](#)
- 道徳コーナーの設置等、道徳教育に関する環境の整備・充実
- 基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見、基本的なモラルの育成などに関わる道徳的実践の指導



### (2) 道徳教育の「要」としての道徳科における指導の充実

- 児童生徒理解に基づき、実態を把握し指導に生かす工夫
- 学級における指導計画の作成と活用  
 ※[埼玉県小・中学校教育課程編成要領](#)
- 道徳教育推進教師を中心とした全教職員の協力による、道徳教育の全体計画とそれに基づく道徳科の年間指導計画の作成と改善
- 自校の実態に応じ、重点化を図る必要がある内容項目の指導の充実
- 問題解決的な学習など、多様な指導方法の工夫
- 道徳教育との関連を図りながら行う計画的・発展的な指導と評価の工夫
- [「私たちの道徳」](#)の創意ある積極的な活用
- 県独自の道徳教材である[「彩の国の道徳」](#)の活用及び心に響く教材の収集と活用



- ・彩の国の道徳「[未来に生きる](#)」について（令和4年3月刊行）
- ・[「彩の国の道徳『未来に生きる』」に係る実践事例](#)について（令和6年3月）
- ・彩の国の道徳「[心の絆](#)」について
- ・道徳教育指導資料集「[彩の国の道徳](#)」「[学級づくりの羅針盤](#)」について



□「匠の技」の積極的な活用

- ・ 道徳教育指導資料集「匠の技」小学校版・中学校版

□書いたり、話し合ったりする言語活動の充実

※言語活動の充実に関する指導事例集（文部科学省）

□話し合いを深める、体験活動を生かすなどの多様な指導方法の工夫

□管理職や養護教諭等の授業参加、地域の人材活用、TTによる指導体制の工夫改善等

□児童生徒に自らの成長を実感させ、意欲の向上につなげる評価

- ・ 評価の視点

①物事を多面的・多角的な見方へと発展しているか

②道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

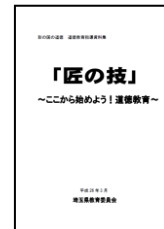
- ・ 評価の在り方（児童生徒を励ます個人内評価）

- ・ 評価の工夫（道徳ファイル等の記録の蓄積、学年ごとの評価方法等の明確化）

【参考資料】

※埼玉県小学校教育課程指導・評価資料（道徳）

※埼玉県中学校教育課程指導・評価資料（道徳）



(3) 家庭や地域社会との連携

□道徳科の授業公開や広報活動（道徳通信の活用）

□保護者・地域住民の授業参加や協力

□家庭用「彩の国の道徳」の積極的な活用

□地域教材(道徳郷土資料等)の開発と活用

□家庭や地域社会と連携した取組の充実

※体験活動の推進や学校応援団等



3 人権教育の推進 ※東部教育事務所「人権教育に関すること」

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

□自校の人権教育推進上の課題の明確化と人権教育推進組織の確立

□よさや違いを認め、個性が生きる授業の創造

□人権教育の中に位置付けた同和教育の推進

□自他の大切さが実感できる環境の整備

(2) 全体計画・年間指導計画の作成・改善・充実と着実な実践

□児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標の設定

□すべての教育活動と連携した全体計画の作成

□県の示す9つの人権教育上の視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊厳・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を年間指導計画に位置付け、年間を通じた計画的な実施



- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害者等との交流活動などによる豊かな体験活動の充実
- 本県の特色を生かした「[彩の国の道徳](#)」等の資料を活用した人権教育の実施
- 地域の学習機関や学習環境の積極的活用
- 児童生徒や地域の実態及び教科等のねらいとの関連を図った全体計画・年間指導計画の見直し・改善・充実
- [ケアラー・ヤングケアラー支援](#)・児童虐待防止に向けた研修
  - ・[ヤングケアラーハンドブック「ヤングケアラーってなに？」](#)（小学生編・中学生編）の活用
  - ・[埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック](#)の活用
  - ・[ヤングケアラー授業デザインキット](#)の活用



### (3) 指導内容・指導方法・改善と人権感覚育成プログラム等の活用

- 「[人権感覚育成プログラム](#)」「[人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）](#)」等の参加型学習の実施
- 個別の人権課題に関する学習教材や指導方法の研究開発
- 学習指導案に「人権教育上のねらい、視点、配慮」を位置付けた効果的な実践
- 事例研修会、授業研究会、[東部地区人権教育実践報告会](#)等による教職員の指導力の向上
- 「[人権教育啓発資料](#)」「[児童虐待防止指導実践事例集](#)」等を活用した研修の推進
- 人権課題ごとに指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修の実施
- 自校の人権教育のねらいや実施内容・方法等について、保護者・地域への理解の促進と人権意識の啓発（学校開放の機会や学校だより等の活用）
- [家庭用「彩の国の道徳」](#)等の活用を呼びかけるなど、道徳で扱う教材をきっかけとした家族愛や親子の触れ合いの大切さの啓発と家庭との連携

